

92 「社会教育委員（の会議）」は、「教育協働」の牽引役となれるか?!

堂本 彰夫

(1) 好対照（悲喜こもごも？）の二つの事例?!とにかく、彼らは、夫々思いを寄せ、大いに頑張っている！

さて、今年度（12月）、「九州ブロック社会教育研究大会長崎大会」の分科会（事例発表）の「助言者」を依頼されていた私であるが、この間のコロナ禍事情によって、一昨年の佐賀大会と同じく（この時は、会場の佐賀市の集中豪雨のため中止→一部、後日開催となった？しかし、結局、私にとっては「幻の大会」となった！）、現地に赴くことが叶わず（県内者の来場と県外者のオンライン参加の併用）、分科会（事例発表と助言）については、別途のオンライン配信での実施ということになり、現在、そのための事前動画作成が、それぞれの分科会毎に進められており、私の参加する第4分科会（テーマ：「社会教育委員の役割と活動」）においても、二つの県の実例発表者の方の動画が、一昨日、私の手許に送られてきた！

要は、その二つの事例（動画と発表資料）を見させてもらって、助言者として、しかるべき感想やコメントを、これまた事前に動画で作成するという塩梅なのであるが、私としてみれば、佐賀県の時もそうであるが、長崎県への久しぶりの訪問になると、大変楽しみにしていたので（私の出身が、佐賀県の唐津市ということもあって！）、大いに残念ではあるわけである（本当に、につききコロナである！）！早速、その二つの動画と資料を見させてもらうことにしたが（資料の方は、先にいただいていた！）、その動画については、私のパソコン操作に問題があったのであろうが、最初、そのDVDやCD（2種類あった！）をうまく開くことが出来ず、しばらくパニックに陥ってしまった！しかし、我が奥さんのパソコンの助力も得て、何とか工夫して見られるようになった！何とも恥ずかしい（悲しい？）話であるが、ともかく結果オーライで、現在鋭意？視聴させてもらっている次第である！

もちろん、ここにある情報（動画と資料）は、大会前のものであるもので、しかも、双方の実例発表者の許可も得ていないので、実名で紹介する（公けにする）ことは出来ないが、ここでは、この二つの事例から、件の「教育協働」に関わる動きや可能性について、すなわち、標記の『社会教育委員（の会議）』は、『教育協働』の牽引役となれるか?!ということについて、私なりの感想（見解）を、事前に？少しまとめておきたい！そういうことである！

そこで、早速であるが、その二つの事例についてである！一つは、「社会教育委員（の会議）」全体として、活発な活動を展開されている事例であり、もう一つは、一人の、思いある「社会教育委員」（「文化協会」からの代表として）の活動事例となっている（したがって、こちらは、当協会の活動事例となっている！）。この後者の事例選出の経緯については、私にはまったく知る由もないが、当該市の「社会教育委員（の会議）」全体の活動事例よりも、その一人の委員の、つまり、その人が活躍（奮闘？）している「文化協会」としての事例発表の方が、より意味があるという判断でのことであらう？いずれにしても、私には、この二つの事例は、いみじくも、昨今の「社会教育（行政）」の、好対照（悲喜こもごも？）の状況を指し示しているようにも思える?!

何故なら、現在、いわゆる「社会教育（行政）」の状況は、事務局の縮減・分散（あるいは移動？）や「二極化」が進み、例えば、かつて自治体挙げての「生涯学習のまちづくり事業」等を果敢に主導していた頃の意欲や活気が見られない？また、それと相俟って、社会教育主事の発令状況も悪化の一途を辿り、その数（発令数）も激減している（一部の例外もあるが!）?!そんな中で、事務局（教育委員会担当部署）と、まさに二人三脚で「ひとつづくり」「まちづくり」に貢献してきた「社会教育委員（の会議）」の存在さえも、一部の思いある人達の活動を除いて、衰退してきているわけである?!そんな状況の中での、二つの事例発表ということなのである?!

(2) 実際は、かなりの権限?や活動範囲を有している「社会教育委員（の会議）」なのである?!

では、改めて、その二つの事例を見てみると、まずは、「社会教育委員（の会議）」全体としての活動ということで、〇県H町の事例がある！ここでは、余計なことかもしれないが、発表者のNさんは、元々は小学校の教員で、県の社会教育主事や学校長も経験された人で、私の旧知でもあるが、現在当委員の会議（5人）の議長として活躍されているということである！当該H町の社会教育（行政）、社会教育委員の会議の伝統と実績もあるのであろうが、目を見張らんばかりの活動内容である（ということで、Nさんのキャリアと識見が、当然そこには組み込まれていると受け止めた?!）！中でも、その嚆矢は、何と言っても、同会議の開催回数であらう！通常は、年2～3回が一般的であると思われるが、そこでは、驚くことなかれ、定例会6回、自主活動6回、計12回（別途の会議を加えると、実際は14回?）の会議開催となっているのである（R3年度分）！

他に、全国、九州ブロック、県、地区の、それぞれの研究大会／協議会への参加ということも加えれば、とてつもない回数ということであるが、しかし、ただ回数が多いだけでは、まだまだである？ということ、その活動内容であるが、私が称賛したいのは、「各字・自治会公民館訪問」「町内小中学校長との意見交換会」「町教育委員との交流会」「社会教育関係団体との意見交換会」「児童館訪問」等である！何と言う行動力、行動範囲なのであろうか！また、事業としての、「Hふるさと発見ウォーク」の主導（企画・運営）も、特筆に値する！

委員への積極的な手がない、少ない？あるいは、引き受けても、義理的・機械的な参加が多い現状（会議に出席しない人もいる？）の中で、まさに、そこに示されている「学ぶ社会教育委員」「行動する社会教育委員」「見える活動を推進する社会教育委員」の面目躍如が、そこにはあるのである！

残念ながら、もう一つの、K県M市の事例では、そうした「社会教育委員（の会議）」全体の状況（会議数や委員数等も含めて）は、直接は分からないが（資料にも掲載がなかった！）、実質的に、その会議に相当する（機能を代替している）とされている（思われている？）、発表者Kさんの所属する「市文化協会」の活動が紹介されている。

地域商店街との連携（「まちなかアート展」）、地域おこしイベント等での役割（「F浜砂の祭典」→今年は、「まちなか3エリア」で分散開催）、自発的な学びの場の創造（コロナ禍に負けない「人のやさしさプロジェクト」→手作りマスク1,000枚の作成、ダンスや絵画・書道によるパフォーマンスの応援動画作成等）→自発的な地域貢献、自発的な学びの場の創造が、積極的になされているということである。Kさんの思いが、ひしひしと伝わるものであった！

ただ、繰り返しになるが、そこに、同市の社会教育（行政）の実情等が、もう少し分かれば、さらに良かったのではないかと、個人的には思っている（大体、想像はつくが？）！と言うのも、やはり、「社会教育委員（の会議）」の存在や活動は、まさに、当該の「社会教育（行政）」の存在意義や成果と直結するものだからである！

（3）改めて、その世話役？（事務局）がしっかりしていなければ、有名無実な存在ともなる?!

しかるに、ここでは、折角ではあるので（多くの人は知らないであろうから？）、その「社会教育委員（の会議）」のことを、上記の状況を思い浮かべながら、法的に確認しておきたい。すなわち、それを規定している「社会教育法」では、以下のようになっている（※**第十六条**と**第十九条**は削除となっている）。

第十五条（社会教育委員の構成）：都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第十七条（社会教育委員の職務）：社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。→一 社会教育に関する諸計画を立案すること／二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること／三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第十八条（社会教育委員の定数等）：社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

このように、「社会教育委員」とは、「都道府県及び市町村に設置される非常勤の特別職公務員」のことで、その職務は、「社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言することを任務」とし、「3つの主な職務」があるということである！したがって、そこでは、「社会教育への理解を深め、地域の課題や住民のニーズを把握し、それを社会教育事業に反映させる」、そしてまた、「社会教育委員の会議」として意見を述べる（合議制）だけでなく、「個々の委員として意見を述べたり、活動したりすることができる」ということである。ということは、裏を返せば、その世話役？（事務局）がしっかりしていなければ、「社会教育委員（の会議）」も、有名無実な存在ともなっていく恐れがある？ということであるが、これを踏まえれば、前述のO県H町の事例は、まさに、これに違わぬ活動事例だということになる?!

ただし、もちろん、そうした規定（システムや職務の法的位置づけ等）がなくとも、地域には、思いのある人は、それこそ無数にいるわけで、彼らが、たとえ思い思いの活動であっても、それ自体が、貴重な存在であり、大いなる力／成果を発揮することは出来るわけである！もう一つのK県M市の事例のように、ある特別な団体（この場合は、「文化協会」）が、それを、実質的に担うこともあるわけである?!ないものねだりはできないのであって、気がついた人が、団体が、それを担えばよいのである！それこそ、「おんぶにだっこの『社会教育委員（の会議）』」であれば、なくてもいいのである?!

最後に、今回の分科会の「討議の視点」、すなわち「協働のふるさとづくりを推進する社会教育委員の役割と活動の活性化、今後の在り方について」は（ちなみに、全体の大会テーマは、「人を育み、人をつなぎ、持続可能なふるさとをつくる社会教育を目指して～連携・協働“をキーワードに～となっている」）、昨今の「社会教育（行政）の迷走」（二極分化or先細り?）、そうした中での「社会教育委員（の会議）」の役割と活躍の方向性の模索であり、そのキーワードが「協働のふるさとづくり」ということであろうが、そこにおける「協働」とは、そしてまた、その目的？としての「ふるさとづくり」とは、具体的には、どういうことを指すのか？

今回の二つの事例は、いみじくもそのことを示唆しているようにも思われるが、結局は、個々の地域、自治体が、そこにある「ヒト、モノ、コト」を、いかに生かし、つなぎ、相応しい形を創っていくのか、そこが問われるということである！私自身は、そういうことの必要性・方向性を、「地域教育経営」、そして「教育協働」という理念・概念で提示させてもらってきたが、一方で必要な「地域学校協働活動」（CSや地域学校協働本部事業等）を牽引していけるような社会教育委員のみなさん達のご活躍とご健闘を心より願うということである！